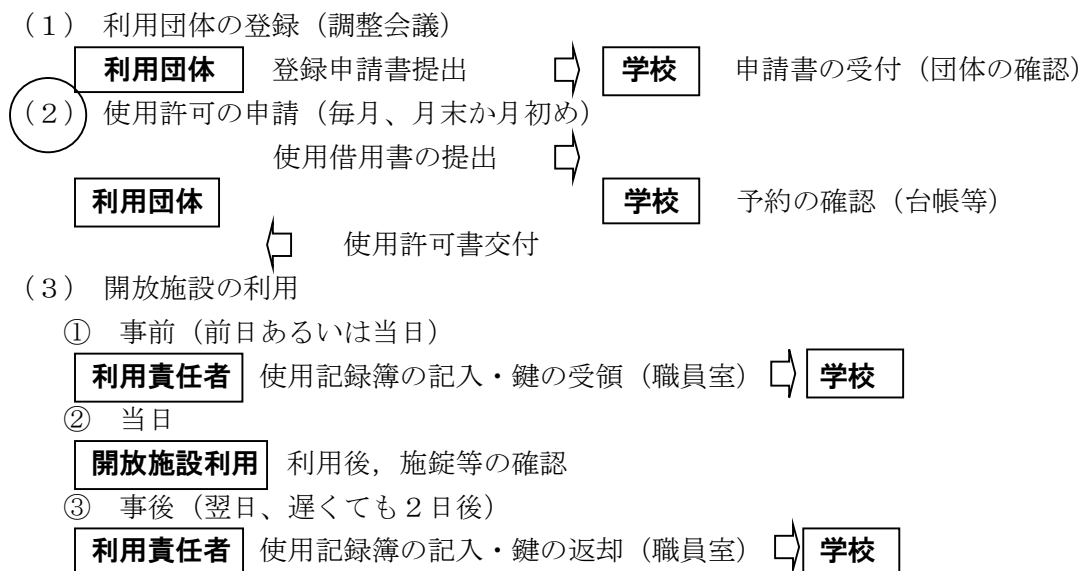


# 学校体育施設開放事業利用手続（晃陽中）

## 1. 利用手続の流れ



## 2. 利用責任者の遵守事項

- (1) 火気の取り扱いについて特に注意を払うこと。
- (2) 施錠及び鍵の返却について責任をもつこと。
- (3) 利用者の遵守事項の周知、徹底を図ること。
- (4) 施設に損害を与えたときは、すみやかに学校長に報告するとともに、利用者の故意又は過失による場合は、利用団体の責任で対応すること。
- (5) 利用者の事故等については、利用団体の責任において処理すること。

## 3. 利用者の遵守事項

- (1) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 利用目的以外に施設を使用しないこと。
- (3) 開放時間を遵守すること。（開放時間は、準備、後片付けの時間を含む。）
- (4) 利用後は、現状に復し、清掃（モップがけ等）を行うこと。
- (5) 乗車されてきた車両は、第2駐車場に駐車すること。
- (6) 体育館東側通路は「土足厳禁」となっており、それを遵守すること。
- (7) ゴミの持ち帰りを徹底すること。（飲食は水分補給以外禁止）
- (8) その他学校長の指示に従うこと。